

東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業実施要綱

令和4年4月1日
4 福保子家第61号

第1 目的

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童をいうが、例えば、ヤングケアラーへの支援が年齢により途切れてしまうことのないよう、18歳を超えた大学生であってもその家庭の状況に鑑み通学することができない場合などは、適切な支援を行うことが重要である。また、ヤングケアラーについては、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないなどといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっており、ヤングケアラーを早期に発見した上で支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し対応することが重要である。

東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業（以下「本事業」という。）は、関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に発見し支援につなげることができるよう、支援者団体が行うピアサポート等の悩み相談や、悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置・運営、支援等といった取組を支援することにより、より一層のヤングケアラーの支援に資することを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、次の要件をすべて満たす団体とする。

なお、支援者団体は、取組の一部を、当該取組を適切に実施することができるのと認められた他の支援者団体に委託をすることができる。その場合は東京都（以下「都」という。）と事前に協議すること。

- 1 ヤングケアラーの支援に取り組む民間団体であること。
- 2 原則として、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有すること。ただし、都知事が認めた場合はこの限りではない。
- 3 東京都内に活動拠点を有していること。

第3 事業内容

1 ピアサポート等相談支援体制の推進

(1) 内容

支援者団体は、ヤングケアラーにとって、家事や家族のケアなどについての相談先として心理的なハードルの高い公的機関に代わる効果的な相談窓口として、ヤングケアラーを対象としたピアサポート等の悩み相談を実施する。

また、ピアサポート等の悩み相談に加え、相談があったヤングケアラーに対し、

家事支援ヘルパーの派遣等を実施する場合には、別途加算の対象とする。

(2) 方法

ア ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談、SNS相談等への対応、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーター、関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげること。

また、相談があったヤングケアラーに対し、必要に応じて、家事支援ヘルパーの派遣等を実施することが望ましい。

イ 本取組の支援対象者は、都内の小学生、中学生、高校生若しくは大学生又はその家庭に属する者等とする。

ウ 支援の対価として利用料を徴収する場合は、地域の実情及び本取組の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

2 オンラインサロンの設置・運営、支援

(1) 内容

支援者団体は、第3の1のピアサポート等の悩み相談のほか、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験を共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営、支援を実施する。

また、地域の実情に応じて対面でのサロンを行う場合に要する会場使用料等については、別途加算の対象とする。

(2) 方法

ア 支援者団体は、ヤングケアラーがより気軽に悩みや経験などを共有することができる新たな場所として、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンの設置・運営を行うこと。

ただし、ヤングケアラーの実態は様々であり、家族の状況を知られることを望まない場合があることから、ヤングケアラーの容姿を映さないような画面処理や匿名性の担保等、当該ヤングケアラーに配慮した仕組みを講じること。

イ 本取組の支援対象者は、都内の小学生、中学生、高校生若しくは大学生又はその家庭に属する者等とする。

ウ 定期的に開催するなど、対象者が利用しやすいよう配慮すること。

エ ヤングケアラー本人から悩み相談があった場合には、必要に応じて、ヤングケアラー・コーディネーターや関係機関等と連携し、適切な福祉サービス等につなげること。

オンラインサロンの設置・運営にあたっては、SNSやICT機器等を活用した相談等の知識及び経験を有し、本取組の趣旨を理解する者が行うことが望ましい。

本取組は、利用者の利便性を踏まえオンラインで行うことが望ましいが、地域の実情に応じて対面でのサロンを行うことを妨げない。

支援者団体は、本取組の実施にあたって、SNSやICT機器等を活用したオンラインサロンについて、同一団体において、ヤングケアラーの語りの場に加え、子育てに悩みを抱える者や子供本人からの相談やDV等に関する相談についても併せて対応している場合も、都の補助の対象となる。

オ 支援の対価として利用料を徴収する場合は、地域の実情及び本取組の目的等を勘案して、実施主体が判断することとする。

第4 留意事項

- 1 本事業は、支援者団体が家事や家族のケアなどを行っている子供の支援を主として、実施する場合において、それに要した費用を補助の対象とする。
- 2 支援者団体は、本事業について、地域の実情に応じて、その全部又は一部を実施することができるものとする。
- 3 本事業を実施する支援者団体は、実施内容の詳細や成果等の参考資料について、予め準備し、都からの求めに応じ、提出するものとする。
- 4 支援者団体は、「東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業」に掲げる事業のほか、より一層のヤングケアラーの支援に資する取組について、都が適当と認めることができる場合に、モデルとして当該取組を実施することができ、その場合も都の補助の対象となる。

第5 個人情報の保護

- 1 支援者団体は、個人情報の適切な管理に十分留意し、業務上知り得た情報が漏洩することのないよう、本事業に携わる関係者に対し、個人情報の取扱いについて守秘義務を課すこと。
- 2 本事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならない。
また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。
- 3 なお、本事業を実施する支援者団体が事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

第6 経費

本事業に要する費用の一部について、都は予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。